

# 豊島区ネーミングライツ導入に関するガイドライン

平成29年11月

## 1. 趣旨

このガイドラインは、区が所有する施設の命名権（以下「ネーミングライツ」という。）に関し、適切な導入を図るための基本的な方針を定めるものとする。

## 2. ネーミングライツ事業の目的

ネーミングライツの導入（以下「ネーミングライツ事業」という。）を通じて、民間事業者等の支援により施設等の魅力を高めるとともに、新たな財源を確保し、もって社会貢献の促進及び財政の健全化に寄与することを目的とする。

## 3. ネーミングライツ事業の概要

区と契約を締結し、ネーミングライツを取得した事業者（以下「ネーミングライツパートナー」という。）は、命名権料の対価として、施設に事業者名、商品名等を冠した愛称を付与することができる。

ネーミングライツ事業によって付与された愛称は、一般的な愛称として使用し、条例で定める施設の名称は変更しない。

区は、協定期間中は愛称を使用することを基本とするが、必要に応じて愛称と条例上の名称の併記や区議会等で条例上の名称を使用する等の対応をすることができるものとする。

## 4. 基本的な考え方

区は、ネーミングライツ事業において、豊島区の地域性や対象となる施設等の公共性を考慮し、区民の理解が得られるよう努めるとともに、社会的な信頼性及び事業推進における公平性を損なわないようにしなければならない。

## 5. 対象外とする施設等

庁舎、学校のほか、下記のいずれかに該当し、区がネーミングライツの対象としてふさわしくないと判断した施設はネーミングライツ事業の対象外とする。ただし、施設の一部をネーミングライツ事業の対象とすることは妨げない。

- (1) 区民の生活並びに諸活動に混乱を招くおそれがあるもの
- (2) 公平性・中立性を損なうとの誤解を受けるおそれがあるもの
- (3) ネーミングライツ事業により、当該施設の設置目的を妨げるおそれがあるもの

## 6. ネーミングライツ事業の実施

区は施設等を特定し、募集方法、予定価格、契約期間、選定方法その他ネーミングライツ事業の実施について必要な事項を定め、ネーミングライツ事業を実施することができる。

この場合において、区は、特に必要があると判断した場合、愛称に「豊島区」等を含めるこ

ととするなど、愛称の表記にあらかじめ条件を付すことができる。

## 7. ネーミングライツ事業実施の手続き

ネーミングライツ事業実施にあたって、標準的な手続きは概ね以下のとおりとする。ここに定める以外の手続きについては必要に応じ行うものとする。

- (1) 案の募集
- (2) 提案内容確認、関係部署調整
- (3) 選定委員会による審査
- (4) ネーミングライツパートナー及び愛称の決定
- (5) 契約の締結
- (6) 施設の表示変更など導入準備
- (7) 区民への周知
- (8) 愛称の使用開始

## 8. 命名権料

ネーミングライツ事業対象施設の利用状況、区内外への訴求効果等、広告価値を見定めたいうえで、命名権の購入を希望する事業者が、希望する命名権料を提案する。

区は、提案の対象となった施設の広告価値や同種施設に関する他団体の事例等を参考に、適正な命名権料を算定し、提案された命名権料が社会的に相当な金額であるかを検討する。

区から希望金額又は基準となる金額を提示することもある。

## 9. 契約期間

概ね10年以内で、複数年の契約を基本とする。

ネーミングライツの購入を希望する事業者が、豊島区を中心とした地域における事業者イメージの向上や地域貢献等の理由により、10年を超える契約の意思を表した場合、区と当該事業者は協議することができる。

## 10. ネーミングライツパートナーの条件

ネーミングライツパートナーは、次に掲げる条件のいずれにも該当しない事業者とする。

- (1) 法令等に違反し、又は違反するおそれのある事業を行うもの
- (2) 公の秩序若しくは善良の風俗に反し、又は反するおそれのある事業を行うもの
- (3) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条に掲げる暴力団又は暴力団員及びそれらの利益となる活動を行うもの
- (4) 政治活動又は宗教活動を行うもの
- (5) 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）第2条に掲げる営業に該当する事業を行うもの
- (6) 区に納付すべき料金等を滞納しているもの
- (7) その他ネーミングライツパートナーとして適当でないと区長が認めるもの

### 1 1. 命名条件等

ネーミングライツにより新たに命名される愛称は、区民や施設利用者の理解が受け入れられやすいものとし、次に掲げるものは、使用を認めない。

また、協定期間内の愛称の変更は認めない。

- (1) 公共性、公益性又は品位を損なうおそれのあるもの
- (2) 法令等に違反し、又は違反するおそれのあるもの
- (3) 公の秩序若しくは善良の風俗に反し、又は反するおそれのあるもの
- (4) 政治活動、宗教活動に関するもの
- (5) 意見広告又は個人の宣伝に関するもの
- (6) 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律第2条に掲げる営業に関するもの
- (7) その他愛称として表示することが適当でないと区長が認めるもの

### 1 2. 選定方法

ネーミングライツパートナーを決定するに当たり、まず、優先交渉者を選定する。

優先交渉者は、選定委員会において、施設ごとに選定される。

応募者が1者のみであった場合であっても、選定委員会において、ネーミングライツパートナーとして適正か否かについて審査し、優先交渉者を選定する。

選定に当たっては、概ね以下の項目についての審査と考慮すべき他の事項を勘案して、総合的に評価する。

- (1) 提案内容（愛称、金額、期間、応募の趣旨など）
  - (2) 応募事業者の状況（理念、事業内容、経営の安定性、社会貢献・地域貢献の実績など）
- 区は、優先交渉者との最終調整を経て、ネーミングライツパートナーを決定する。

なお、募集期間を経過しても応募がなかった場合、区は、募集要項に定める条件を見直し、再度の公募を実施するか又は募集を取りやめる。

### 1 3. 契約の締結

区とネーミングライツパートナーは、導入施設、愛称、命名権料、契約期間、契約の解除、不測の事態への対応等、ネーミングライツに関する契約を締結する。

#### 14. 費用負担

名称変更に伴う費用負担は、次の表のとおりとする。同表においてネーミングライツパートナーの負担となっているものは、原則、命名権料とは別にネーミングライツパートナーが負担する。

(詳細は募集要項に定めるほか、双方協議の上、契約書等において定める。)

区分	区	ネーミングライツパートナー
敷地内外の看板表示等の変更（施設看板、道路標識、バス停、バス経路案内） ※1		○
契約期間終了後の原状回復		○
パンフレット、封筒等の印刷物やHPの表示変更 ※2	○	

※1 施設敷地外の看板、道路標識等の表示変更は、区や関係機関と協議の上、可能なものについて変更する。新規看板等の設置については、設置の可否も含めて区や関係機関との協議により決定する。

※2 残部数や切り替え時期などを考慮し、協議の上決定する。施設に関して、区が発行・管理するものに限る。

#### 15. 指定管理者との関係

指定管理者が管理する施設において、ネーミングライツ事業を実施する場合、区は指定管理者から意見・要望等を聴取し、導入の可否を決定する。

ネーミングライツ事業の推進において、区は、ネーミングライツパートナー、指定管理者と相互に協力し、良好な関係を保持するよう努力するものとする。

費用負担については、上記14のとおりとするが、ネーミングライツ事業実施に起因して副次的に発生する費用の負担等については、3者の協議によって決定する。

#### 16. 契約の解除

ネーミングライツパートナーの信用失墜行為その他ネーミングライツパートナーの責めに帰すべき理由により、愛称を使用することが命名施設及び区のイメージを損ねるおそれがあると判断したときは、区は、当該ネーミングライツ事業に関する契約を解除することができる。

この場合において、原状回復等に係る費用は、当該ネーミングライツパートナーの負担とし、区は、既に支払い終わっている命名権料を返還しない。また、契約の解除に伴い、当該ネーミングライツパートナーに損害が発生した場合であっても、区はその責任を負わない。

#### 17. 秘密の保持

区は、応募や問い合わせのあった内容について、ネーミングライツ事業の実施に関してのみ使用し、それ以外に使用しない。また、応募書類は返却しない。